平成２６年（フ）第２０８６号
大阪市生野区中川西３丁目７番12号　ドミール大池橋406号、住民票上の表示大阪市生野区中川西３丁目７番12号　アルバ第一ビル406号
債務者　安田安喜子（旧姓皆川）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４３号
大阪市淀川区西三国１丁目21番43―312号
債務者　道下冨美子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１６９号
大阪府八尾市天王寺屋６丁目54番地　府営住宅２―706号
債務者　川口　信子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１７４号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ａ―101号
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６号
岡山県倉敷市船穂町船穂836番地７
債務者　小原いづみ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３２８号
さいたま市浦和区本太４丁目９番20号　氷川コーポ604
債務者　熊木　祐太
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３５５号
さいたま市西区三橋６丁目200番地14
債務者　山井　教子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３５９号
さいたま市見沼区春野１丁目５番１―802号、住民票上の住所さいたま市北区吉野町１丁目344番地５　スカイシティー・ソシア302
債務者　杉山　藍子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４５２号
埼玉県加須市川口１丁目11番地６　トミーハウスＡ棟
債務者　関田　行雄
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４５４号
埼玉県幸手市南２丁目17番22号
債務者　金城　達二
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４９６号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町１丁目６番５号　島田荘10号
債務者　蓮沼　　清
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２号
千葉県袖ケ浦市神納1166番地５　ニューコーポ優Ｂ203号
債務者　櫻井　敏雄
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第４４号
千葉県富津市湊801番地３
債務者　齋藤　　晶
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第９２号
岡山県倉敷市上東1237番地52
債務者　山口　美香
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
岡山県倉敷市連島中央４丁目４番26―106号　陽南コーポ
債務者　谷岡真知子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
高知市愛宕町２丁目12番３号
債務者　國澤　英正
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３９号
高知市高須新町３丁目２番８号　セジュール高須102
債務者　松岡　啓子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
高知地方裁判所破産係